

# いのち支える黒石市自殺対策行動計画

平成31年3月

青森県 黒石市

## はじめに

平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、平成29年7月には自殺総合対策大綱の見直しにより、自殺対策は「生きることの包括的な支援」であり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざすものとされており、その実現のためには、国、地方公共団体、関係団体等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。

当市の自殺率は、中長期的には減少傾向にあるものの、増減を繰り返しており、全国や県、中南地域の自殺率を上回る年もあるのが現状です。

そのため、市の既存の事業を最大限活用した部署横断的な支援体制の構築を図り、また市民一人ひとりがこころの健康づくりの大切さを意識し、自分自身の問題のみならず、全体の問題としてお互いに支え合っていく仕組みづくりを、各関係機関や団体の皆様と連携しながら推進していくこととしました。

自殺対策を総合的に推進することは、人と人とのつながりを広げ、各個人の悩みが支援に結び付くような地域づくりを行っていくことです。全ての人が、かけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指すためには、住民の皆様はもとより、様々な方々とのネットワークづくりが必要となります。

「生きることの包括的な支援」という新しい概念の下、皆様のご協力を得ながら、また、皆様とのつながりを大切にしながら、こころも体も健やかな黒石市を目指していきたいと考えております。

平成31年3月

黒石市長 高 樋 憲

# 目次

I いのち支える黒石市自殺対策行動計画について	
I-1 計画策定の背景と目的	2
I-2 趣旨	4
I-3 計画の位置づけ	7
I-4 計画の期間	8
I-5 計画の数値目標	8
II 黒石市の自殺の現状と関連するデータ	
II-1 黒石市の自殺の現状	10
II-2 自殺に関連するデータ	18
III いのち支える自殺対策における取組	
III-1 施策体系	25
III-2 基本施策	
(1) 地域におけるネットワークの強化	26
(2) 自殺対策を支える人材の育成	29
(3) 住民への啓発と周知	32
(4) 生きることの促進要因への支援	36
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	39
III-3 重点施策	
(1) 高齢者	41
(2) 生活困窮者	46
(3) 勤務・経営	48
III-4 生きる支援関連施策	50
IV 自殺対策の推進体制等	
IV-1 自殺対策組織	61
V 資料編	
・ 黒石市いのち支える自殺対策本部設置要綱	63
・ 自殺対策基本法	65